

○主体的に取り組む部活動を目指して

○休日の部活動の段階的な地域移行について

このたび、長野県教育委員会より

- ・主体的に取り組む部活動を目指して
- ・「休日の部活動の段階的な地域移行」について

リーフレットが配布されましたので、紹介をいたします。

第六中学校では、生徒の心身の健全な成長を願い、運動部活動の充実と学習との両立、部活動と余暇や休養、家庭生活とのバランスを大切に考えています。

その上で

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
長野県教育委員会「長野県中学生期の運動部活動指針（改訂版）」
上田市教育委員会「上田市立中学校に係る部活動の方針（改定版）」

に準拠した形で、部活動が運営されるよう整備をしています。

特に、生徒の十分な休養や、ケガ防止の観点から、大会前の朝の活動や、長期休業中の活動日、授業日の下校時刻など、令和2年度から見直しを行ってきています。

また、生徒数の減少が今後加速することから、教員数の関係で必要な部活顧問配置が難しくなることや、部員数不足なども課題となってくることが予想されます。そのため、適正な設置部数や、設置部の規程などの検討に入っています。

併せて、資料のように生徒のスポーツ環境を地域も含めた形で考えていく方向も打ち出されてきています。今後、地域の皆様とともに考えていく必要が出てまいります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



主体的に取り組む部活動を目指して



しあわせ信州

長野県教育委員会事務局 スポーツ課
学びの改革支援課

長野県の高校生が中学校の部活動の良さを次のように振り返っています

運動部活動の行動面への効果	
礼儀正しくなった	21.1%
友達が増えた	16.3%
責任感が出てきた	12.8%
規則的な生活になった	10.1%
協力的になった	9.9%
積極的になった	9.3%
行動が活発になった	8.4%
よく話すようになった	4.7%
特になし	7.1%
その他	0.3%

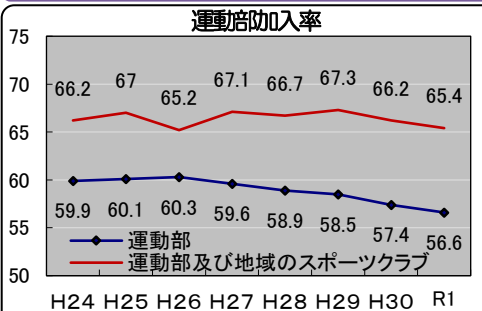
運動部活動の精神面への効果	
根気強くなった	37.3%
困難に耐えられるようになった	33.4%
明るい性格になった	15.0%
特になし	13.7%
その他	0.5%

(平成29年度長野県高等学校体育連盟調査より)



部活動を行ったことで、**自主・自立、友好、精神面での成長を感じている**ことがわかりますね。

しかし…本県の部活動を巡る課題があります



高校で運動部に加入しなかった主な理由

1 他にやりたいことがある	11.2%
2 自由な時間が欲しい	10.0%
3 中学までにやり尽くした	9.8%
4 休日が少ない	8.6%
5 勉強に力を入れたい	8.3%

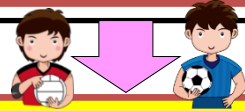
(平成29年度長野県高等学校体育連盟調査より)

運動部活動加入率の低下

バーンアウトの傾向

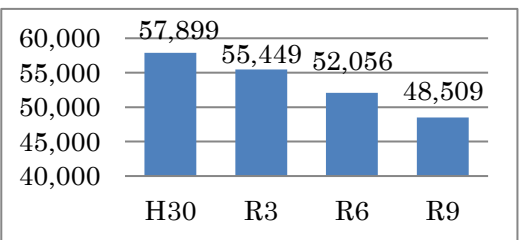
部活動以外の活動、食事、
休養、睡眠等、生活バランスのくずれ

少子化の進展により、単独
校での部活動運営が困難

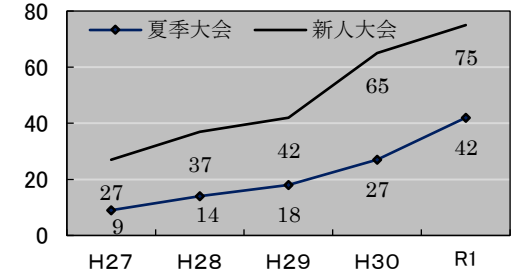


Student first

生徒数の推移予測 (中体連調査)



中学合同チームによる大会参加



心身の成長過程にある中学生期のスポーツ・芸術文化活動が「スケジュール・ファースト(学習者本位)」の精神に基づき、生徒にとって楽しい環境を構築するという観点から、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の改定、「長野県中学校の文化部活動方針」の策定をしました。

短時間で
効率的・効果的
な活動

バランスの取れた
心身の成長

スポーツ傷害の
予防

生涯にわたって
スポーツに
親しむための
習慣形成

【活動基準】
スポーツ傷害予防などの観点から適切な活動となるよう、また、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活バランスのとれた生活をおくることができるよう、活動の基準を設定しました。
休養日
○学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。 ・平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。 ・週末に大会、コンクール、各種発表会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替える。
○長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。 ・できるだけ平日に行うよう配慮し、ある程度長期の休業期間を設定する。
活動時間
○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日は長くとも3時間程度とする。 ・大会、コンクール、各種発表会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整する。
朝活動
○放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は、原則として行わない。
【社会体育・社会文化活動】
「運動部活動の延長として行われている社会体育活動 ^{※1} 」「文化活動の延長として行われている社会文化活動 ^{※1} 」は廃止し、「学校管理下で行われる運動部活動」として行ったり、または「地域において実施されている社会体育活動 ^{※2} ・社会文化活動 ^{※3} 」に移行します。
※1 運動部・文化部活動と同様の活動が継続または近接して行われるもので、運動部・文化部活動の保護者が主催であったり、地域のスポーツ・芸術文化指導者等が運営主体になったりしているが、主には、運動部・文化活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が抱負される。万が一の事故等が起きた場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、「地域において実施されている社会体育活動 ^{※2} ・社会文化活動 ^{※3} 」とは異なる。
※2 市町村教育委員会、市町村スポーツ所管部局、市町村スポーツ推進委員、公民館、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、郡市体育(スポーツ)協会、競技団体、レクリエーション関係団体や、スイミングクラブ、テニススクール、サッカークラブチーム等の各種スポーツクラブ等が行うスポーツ活動。
※3 市町村教育委員会、市町村芸術文化所管部局、公民館、各芸術文化活動団体等が行う活動等。

生徒のニーズを
踏まえた環境の
整備

学校と地域が
連携した環境
整備

持続可能な
運営体制の構築

休日の部活動
の段階的な
地域移行
※裏面参照

「休日の部活動の段階的な地域移行」について

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月にスポーツ庁、文化庁、文部科学省）により、「学校と地域が協働・融合」した部活動の実現方策の第一歩として、令和5年度から「休日の部活動の段階的な地域移行」を推進していくことが示されました。これを受け、長野県では「長野県中学生期のスポーツ活動指針」「長野県中学校の文化部活動方針」にも示されているように、生徒のスポーツ・芸術文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化活動団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動環境の整備を進めていきます。

中学生期のスポーツ活動・文化芸術活動			
活動形態	部活動		地域において実施されている社会体育・文化活動 (地域部活動)
	平日	休日	
責任所在	学校	学校	地域
学習指導要領 (H29年 3月一抜粋)	特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。		その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがスポーツや文化活動の楽しさを味わい、生涯にわたってスポーツや文化活動を親しむ習慣を身につける場 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、多様な学びの場 <p>スポーツや文化活動を「やってみたい、楽しみたい」と願う生徒の活動の場</p>	同左	<ul style="list-style-type: none"> 競技力や技能の向上を願う生徒にとってのスポーツや文化活動を充実させる場 多様なスポーツや文化活動の体験や地域の人々との触れ合いを深める場 <p>スポーツや文化活動を「もっとやってみたい、専門性を高めたい」と願う生徒の活動の場</p>
活動の範囲	指針・方針の活動基準に沿った活動	指針・方針の活動基準に沿った活動	指針の活動基準を踏まえた活動



部活動では、体力や技能の向上だけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の場、また、様々な生徒が活躍できる場でもあります。

令和5年度からの段階的な地域移行に向けて、現在地域において実施されている社会体育・文化活動も、主催団体がどこであるのか、活動の在り方等について見返す良い機会ですね。



令和5年度から、段階的に地域移行を進めていきます。

「部活動運営委員会」で、学校・地域の実情に合った子どもたちのスポーツ・文化活動環境をより充実したものにするために検討します。

（委員の構成例） 学校職員、保護者、市町村教育委員会、地域のスポーツ・文化関係者（外部指導者、競技団体、芸術文化活動団体、スポーツ推進委員 等）、学校評議員、信州型CS運営委員、地域の医療関係者 等